

裁判員裁判の成果と問題点

— 実施状況の速報と弁護人の報告 —

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）が平成21年5月21日に施行され、はや1年が経過しようとしている。同年8月に東京地方裁判所において第1号事件の公判が行われたのを皮切りに、これまで相当数の事件が第一審の審理を終えている。

それらの多くが起訴事実を争わない事件ではあるが、実際の裁判員裁判の審理を終えて、見えてきた問題点や弁護活動の成果につき、弁護人を経験した会員による弁護報告を交えながら「速報」することとした。

今後は、犯人性を争う事件や死刑求刑事件等の重大事件の公判が実施される見込みであり、これからも随時会員に実施状況をお伝えしていきたい。

（山添 健之）

CONTENTS

総論：裁判員裁判の成果と問題点

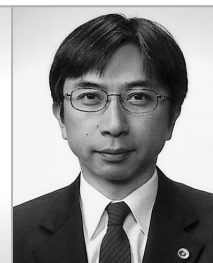
各論：弁護人からの報告

- 1 逮捕監禁・強盗致傷
- 2 強制わいせつ致傷
- 3 住居侵入・強盗致傷

総論

裁判員裁判の成果と問題点

裁判員制度センター副委員長 吉田 秀康（39期）



第1 はじめに

平成21年5月21日から裁判員裁判が始まった。

裁判員裁判第1号事件が平成21年8月に東京地方裁判所で行われ、その後全国の裁判所で裁判員裁判が実施された。日弁連、最高裁及び法務省のいずれも、裁判員裁判は概ね順調に実施されていると評価している。

裁判員裁判はこれまで長年にわたって実施されてきた刑事裁判の在り方に大転換を図るもので、まだまだ試行錯誤の段階にあると言える。

裁判員法において施行後3年の見直しを定めており、実際の裁判員裁判の状況について常に検証し、さらなる改正を求めて行くことが必要である。

これまでの事案は起訴事実を争わず情状面で量刑が問題となるものであったが、本年度は、全面的に起訴事実を争う事案、特に犯人性を争う事案、また死刑が求刑される事案も審理され、裁判員裁判も新しい段階を迎えることになる。

第2 裁判員裁判の実施状況

(1) 裁判員裁判対象事件の件数、罪名

平成22年3月現在、全国60カ所の地裁・支部の全ての裁判所において裁判員裁判が実施された。平成22年2月28日までに起訴された裁判員裁判対象事件は全国で1458件、地裁別にみると東京地裁174件、

大阪地裁134件、千葉地裁141件の3地裁が突出しており、大阪、千葉はそれぞれ国際空港が設置され、覚せい剤取締法違反事件の占める割合が多い。罪名別には、強盗致傷361件、殺人319件、次いで現住建造物等放火129件、覚せい剤取締法違反104件、強姦致死傷98件、傷害致死85件となっている。

(2) 選任手続

最高裁判所の報告によれば、平成21年11月末までに実施された裁判員裁判で、裁判員候補者7423人中辞退が認められたのが3952人、辞退が許可された候補者の割合は53.2%である。70歳以上、学生等の定型的辞退事由（裁判員法16条1号ないし7号）が1330名と最も多く、従事する事業における重要な用務を理由とする者（同条8号ハ）が915名、重い疾病傷害を理由とする者（同条8号イ）が617名と続いている。裁判所の辞退事由の判断は、当初懸念されていたほど厳しいものではなく、むしろ柔軟かつ穏やかに辞退を認めているといえる。

なお、理由を示さない不選任請求（同法36条）は442件あった。検察官や弁護人による理由を示さない不選任請求権の行使が予想以上に積極的に行われていることが窺われる。

また、裁判員候補者が実際に期日に出席した割合は85.3%で高い出席率といえ、国民の裁判員裁判に対する積極的な参加の姿勢が窺われる。

(3) 審理・評議について

審理期間は、およそ2日ないし5日であり、集中審理が実施されている。

裁判員裁判の評議は非公開で、現実にどのような評議が行われたかは外部から知り得ない。しかし、裁判員経験者を対象にしたアンケートによれば、75.6%が十分に議論ができたと回答している。制度の立ち

上がりの現段階では、裁判官が裁判員に相当に神経を使って配慮している様子が窺える。今後件数が増えていく中でも、裁判員が、これまで以上に自己の意見を率直に述べられるような開かれた評議が行われるよう裁判官による不断の配慮が必要であろう。

第3 裁判員裁判の成果

1 制度の運用上の成果

手錠・腰縄の点、被告人の着衣の点及び着席位置の点については、裁判員裁判の実施前に、日弁連が裁判所・検察庁及び法務省と交渉し、その成果が目に見える形となった。

(1) 手錠・腰縄

一般の国民から選ばれた裁判員は、法律の専門家ではなく、これまで手錠を掛けられ腰縄付きの状態の人を見たことがない人達である。法廷内で手錠・腰縄付きの状態の被告人をただで、被告人が犯罪を犯した者との先入観や偏見を抱く可能性がある。

現在では、被告人が手錠や腰縄付きの状態で入廷して着席位置に着き、刑務官が手錠等を解錠した後、裁判員と裁判官が入廷するという方法を取ることになった。ただ、常にこのような措置が取られるのではないので、弁護人は、公判前整理手続や事前の打合せにおいて、裁判所に対し、この措置を取るよう申し入れておく必要がある。

(2) 着席位置

被告人の着席位置は、従前は、裁判所によって、証言台の後方や弁護人席の前方であった。

被告人は刑事訴訟の当事者であるため、被告人の

着席位置は、証言台の後ろであってはならず当事者席（弁護人の隣）であるべきである。しかも、裁判員裁判は集中審理が行われることから、審理の最中であっても、被告人と弁護人が機を逸することなく適宜に打合せをする必要がある。

現在では、弁護人の隣に被告人が着席し、被告人と弁護人との間の刑務官は、片足を弁護人と被告人との間に置く程度の位置にすることが可能となった。ただ、手錠・腰縄の場合と同様に、弁護人は、公判前整理手続や事前の打合せにおいて、裁判所に対し、被告人の着席位置を弁護人の隣とするよう申し入れておく必要がある。

(3) 服装

服装について、従前は、自殺防止の観点からベルト等の着用は認められず、大半の被告人がジャージ姿にサンダル履きであった。しかし、このような姿はいかにもみすぼらしく罪人然としていることから、裁判員に被告人が犯人であるとの偏見や先入観を与える可能性がある。また、相応な服装で出廷することを希望する被告人も多数存在する。

現在では、希望者に対して、保安上不適当と認められる場合を除き、革靴に見えるような靴型サンダルやフック式ネクタイの貸与が認められるようになった。

2 弁護活動上の変化

これまでの刑事裁判は、調書裁判と呼ばれているように、捜査機関が作成した供述調書が証拠の中心となり、裁判官が法廷ではなく裁判官室で供述調書を読んで心証を形成していた。ところが、市民が裁判官と共に判断者となる裁判員制度の場合には、裁判員が裁判官室で供述調書を読むことは想定されて

おらず、証人尋問や被告人質問など法廷内でのやり取りのみによって、心証が形成されることとなる。理論的に精密かつ精緻な弁論を行ったとしても、その内容を裁判員に理解してもらえなければ、全く意味のないことになってしまう。

したがって、従来以上に、当事者の訴訟活動に、分かりやすさが求められる。刑事訴訟法が予定している口頭主義、直接主義に基づいた裁判が行われ始めたと言えるであろう。

東京弁護士会は、平成20・21年度は1年に11回、裁判員裁判対応弁護士養成講座を開催し、これまでに約340名の弁護士が同講座を受講した。

同講座では、受講者が、一切ペーパーを見ることなく、主尋問、反対尋問、冒頭陳述及び弁論を実演し、アイコンタクトをするなどして、直接、裁判員に訴えかける技術を練習するカリキュラムが組まれており、同講座を受講すれば、裁判員裁判に対応する基礎を習得できるようになっている。

さらに、裁判員に理解してもらうため、視覚的な点から訴えかけるように、パワーポイントなどのプレゼンテーションソフトを利用する方法もある。

(1) 冒頭陳述・弁論における工夫

実際の裁判員裁判では、特に冒頭陳述や弁論では、書面を読み上げる方法ではなく、プレゼンテーションソフトを利用したり、アイコンタクトを取りながら直接裁判員に語りかける方法を取るなど、各弁護人において様々な工夫をしている。

具体的には、パワーポイントなどのプレゼンテーションソフトを利用して、法廷のディスプレイに画面を映す方法や、ホワイトボードを利用し学校の講義のようにキーワードや図を記載する方法、大きなパネルにキーワードを書いた紙片を貼り付ける方法など、様々な方法が試みられている。

(2) 表現方法の工夫

従前、法廷内では専門用語を使用していたが、裁判員が複雑な法律用語を理解することはできない。例えば、示談書に宥恕という言葉を使ったとしても、裁判員は、その意味を正確には理解できないであろう。

捜査段階で被害者との間で示談を取り交わすにしても、後日、示談書を証拠として提出することを念頭に置き、裁判員に理解してもらえよう、平易な言葉を使っておく必要がある。

なお、裁判員経験者を対象にしたアンケートによれば、審理の内容が分かりやすかったと答えたものが72.2%であり、検察官及び弁護人の主張立証は、裁判員にとって、分かりやすく簡潔であったとの評価を得ているようである。

第4 裁判員裁判の問題点

裁判員裁判については、様々な問題点も見え始めている。実際の裁判員裁判に対する対応のみならず、裁判員裁判制度に対する問題点も検討する必要がある。これから、本格的な否認事件や死刑事件の審理が始まるが、その際に、裁判員裁判制度に対する問題点がクローズアップされると思われる。

1 分かりやすい裁判への対応

前述したように、各弁護人は、様々な方法で分かりやすい裁判のための努力を続けている。

しかし、残念ながら、裁判員の感想によれば、検察官と比較すると、弁護人の活動がやや見劣りすると指摘されている。組織的に裁判員裁判の研鑽に努めてきた検察官と比べ、弁護側は組織的なノウハウ

の蓄積が乏しく、裁判員裁判養成講座や模擬裁判の経験のない弁護士が選任されているケースも多く、基本的には、各弁護士の努力に委ねられている弁護人との差に起因するものと思われるが、さらなる努力が必要である。

東京弁護士会は、平成22年度も裁判員裁判対応弁護士養成講座を開催しているので、是非とも多数の会員に同講座を受講していただきたいと願っている。

2 運用面における問題点

(1) 期日指定について

裁判員裁判の経験者より、公判前整理手続の段階で、裁判所ができるだけ早期に裁判員裁判を開始しようとして、一方的に公判前整理手続期日や公判期日を指定し、十分な弁護活動を行うのに多大な努力が必要となったとの例が報告されている。十分な弁護活動を行うためには、一定の時間が必要であり、弁護人としては、裁判所からの期日の要請については、十分な弁護活動を行うことが可能な時間を考えて対応すべきである。

期日指定と同様に、被告人質問や証人尋問の時間も公判前整理手続において細かく定められるが、ある程度余裕を持った時間を確保する必要がある。

(2) 争点の絞り込み

裁判員裁判は必ず公判前整理手続が実施され、主張整理が行われて争点が設定される。その際、裁判所が、裁判員に過重な負担をかけないことを理由として、争点を絞り込むよう求めてきた例があった。

弁護人には争点を絞り込まなければならない義務はない。弁護人は、被疑者・被告人に対して最善の弁護活動を行う義務を負っており、争うべき点は争

わなければならない。公判前整理手続の段階で、裁判所の立場から些細な争点として撤回を求められたとしても、弁護人としては、主張すべきことを主張し、さらに、その争点が重要であることを、裁判所に理解してもらうよう努力しなければならない。

(3) 被害者参加制度

裁判員裁判に、被害者参加制度によって被害者が参加してくる場合がある。

被告人質問が終わった後、①被害者による心情意見陳述、②検察官の論告、③被害者による意見陳述（求刑を含む）が行われた後に、弁護人による弁論が行われる。審理の最終段階では、相当長時間にわたって、検察官と被害者が入れ替わり立ち替わり心情や意見を陳述し、その後に弁護人の弁論を行うことになる。裁判員に対し、検察官側や被害者側の情報が大量に与えられた後に、極めて僅かな時間の中でしか弁護人側の主張ができなくなる可能性がある。

公判前整理手続で審理の予定時間を定めるときに、この点も念頭において時間を決定すべきである。

3 制度面における問題点

(1) 守秘義務

裁判員は、裁判官と異なり守秘義務が課されており、評議の内容は、誰に対しても話をすることができない。

裁判員裁判の内容を検証するためには、実際に裁判員裁判を経験した裁判員から様々な情報を入手して検討することが不可欠である。裁判員の生の声を聞くことなく、裁判員裁判の検証を行うことができないことは明らかである。

少なくとも裁判員裁判の検証作業に必要な限度に

おいて、裁判員の守秘義務の解除は必要不可欠である。

(2) 死刑事件の審理や評決

現在の裁判員裁判は、死刑が求刑される事件とそれ以外の事件について、審理の方法も評決の方法も全く差異を設けていない。死刑事件の評議も単純な多数決によって評決が行われることになる（もっとも、単なる過半数ではなく、少なくとも裁判官1名は入っていないと制約はある）。

死刑は執行すると取り返しがつかない刑罰であることから、評決は特別多数決で決すべきであるとの意見も根強いと思われる。

(3) その他

これ以外にも、裁判員裁判には様々な問題点が指摘されている。

① 裁判員裁判対象事件

覚せい剤事犯や通貨偽造事犯は、敢えて裁判員裁判の対象にする必要がないとの意見がある。また、性犯罪は裁判員裁判の対象から外すべきとの見解もある。

② 少年事件

少年事件の逆送事件では、社会記録の取扱いにつき問題が指摘されている。社会記録には、少年本人にも伏せておくべきような秘密事項が含まれていることがあるが、裁判員裁判では、裁判員は法廷内でのやり取りだけで心証を形成するため、書証は法廷で朗読されることが原則となっている。

③ その他

その他にも、部分判決の問題、主観的併合や客観的併合の問題、控訴審の問題など、さらに検討してゆくべき課題もあり、今後も裁判員制度についての検討が必要不可欠である。

各論：弁護人からの報告 1

逮捕監禁・強盗致傷

会員 坂根 真也 (57期)



1 はじめに

平成22年3月2日から8日まで、逮捕監禁、強盗致傷被告事件の裁判員裁判を体験した。なお、この事件は国選であるが、一弁の久保有希子弁護士と複数選任により活動した事件であり、共犯者については、東弁の生田康介弁護士と高橋伴子弁護士が同じく国選で活動された。

2 事案の概要と争点

私の依頼人であるXは、同じ職場のVがお金を持ち逃げしたので、探していた。

同じく共犯者Yは、Vがビンテージジーンズを盗んで行方をくらませたので、探していた。その後、Vがある場所にいるとの情報を入手し、XとYが、一緒に捕まえにいき、車の中で、暴行を加えて怪我を負わせ、その際に、Vの携帯電話と3000円を取ったという事件であり、逮捕監禁、強盗致傷で起訴された。

なお、検察官も、強盗について、事前の共謀でなく現場の共謀であるとの主張であった。XもYも、Vが謝って盗まれたものを返してくればそれでよかったので、当初は強盗するつもりなどなかった。Yは持参したキリで、車の中でVの背中などを十数回突き刺していた。

携帯電話を取ったのはYであり、3000円を取ったのはXであった。なお、Xは、Yが携帯電話を取ってしまったことを知らなかった。

主たる争点は、①携帯電話について、共謀が認められるか、②3000円について、どの時点で強盗の犯意が生じたか（その時点がどこかにより、新たな

暴行がなく、窃盗に留まる可能性がある）、ということになる。弁護人は、携帯電話については共謀は成立せず、3000円について窃盗に留まるとして、逮捕監禁致傷、窃盗が成立するとの主張をした。

3 選任されてから公判前の活動

Xには、被疑者国選で弁護士が選任されていたが、諸事情により起訴後解任となり、一弁の久保弁護士が新たに選任され、久保弁護士からの依頼で、私が二人目の国選弁護人に選任された。

なお、現在裁判員裁判の国選の複数選任は柔軟に認められているが、複数選任を裁判所に申し出る際には、個別の事件の事情をもとに2名以上の複数選任が必要であることをきちんと説明する必要がある。

私が選任されたときには、既に公判前整理手続の途中であったが、きちんと類型証拠開示請求をした上で、弁護人の予定主張を提出した。

公判前整理手続においては、裁判所も弁護側の活動を十分に理解してくれ、徒に予定主張を早めに出させようとか、期日を予約してしまおうとか、当事者間で行う証拠開示請求に口を挟むようなことはなかった。現状の証拠開示手続の下では、かなりの時間がかかってしまう場合があることはやむを得ない（全面開示となれば、一気に解決する問題である）が、証拠開示制度は、弁護側にとって、公判前整理手続の中で最も重要な活動である。この事件においても、開示された証拠の中から証拠請求をしたり、反対尋問の材料となったものは少なくない。さらには、開示された証拠を吟味することにより、その証拠を見ていなければ主張していた事実を、主張しなかったというものもある。

そして、公判前整理手続においては、常に公判での最終弁論を見据えて、証拠請求と予定主張を準備する必要がある。公判前整理手続が終了したあとに、証拠を請求することはやむを得ない事由がない限りできないし、主張の追加、変更も事実上困難である。どのような主張と立証をして最終弁論をするかは、公判前整理手続において決しなければならない。既に多数の裁判員裁判が行われているが、弁護人が気をつけなければならないのは、裁判員に理解されるかという視点を常に持っていなければならないということであろう。

従来であれば、全ての争点について主張をし、少しでも有利と思われる情状を全部主張するということが当たり前であったが、そのような応訴態度は、むしろ裁判員の反発を招きかねない。

なお、共犯者の裁判員裁判が先行しており、携帯電話、3000円についていずれも強盗の共謀が認められ、逮捕監禁、強盗致傷で懲役4年であった。

共犯者の判決結果について、検察官が証拠請求をしたが、裁判所も、判決をそのまま証拠採用することは考えておらず、検察官作成の報告書（主文のみを明らかにしたもの）が取り調べられた。

この事件では、法律上強盗致傷かどうか（どの時点で犯意が生じたか）が争点ではあるが、弁護人にとってのこの裁判の一番重要な争点は量刑であり、強盗致傷であっても執行猶予を獲得することが目標であった。そのため、被害者とは早くから示談交渉を行った（示談成立は公判直前であり、やむを得ない事由により採用されている）。また、大阪から出てきた被告人について、当初は両親が見放していたが、何度も電話や手紙を送ることにより、母親が情状証人に立ってくれた。また、職場の上司にも、出廷してもらった。

4 公判の審理

(1) 審理スケジュールなど

裁判員裁判は、まさに連日開廷であるから、準備は裁判が始まるまでに終わっていなければならない。

本事件は、公判で罪体証人3名、情状証人2名、被告人質問が行われたが、

- 1日目 午前 選任手続
午後 冒頭手続、冒頭陳述、V尋問
- 2日目 目撃者、共犯者、被告人質問
- 3日目 午前 情状証人
午後 論告、弁論
- 4日目 一日評議
- 5日目 午後判決

という流れであった。供述調書は争いがない部分も含めて全て不同意とし、証人で行ったが、とても分かり易かったと思う。被告人の供述調書も、不同意（任意性争わず、必要性なし）として、被告人質問を先行（弁護側主尋問）させ、被告人質問終了後検察官が請求を撤回している。なお、事実争いがない部分も含めて、原則として証人尋問で行われるのが、裁判員裁判の本来の在り方ではないかと思う。性犯罪の被害者の供述調書など一定の例外はあると思うが、これまでは被告人の身体拘束を考慮して同意していた証拠も連日開廷の実現により、その点を考慮する必要はなくなった（もちろん、同意・不同意は被告人に有利かどうかという観点から決せられるべきものである）。

(2) 冒頭陳述

まず検察官の冒頭陳述は、A3用紙1枚に、メモをまとめたものを、事前に配布し、さらにパワーポイントを映しながら、陳述するものであった。

検察官の冒頭陳述は、事案の概要から、争点とそれに対する証拠、法律要件の解説、重視すべき情状事実など情報量が多いが、弁護側がそれに対抗する必要は無い。弁護人の冒頭陳述においては、裁判員がその時点ではほとんど何の情報も得ていないので、多くの情報を詰め込むことより、これからの審理においてどこに着目すればよいか、を印象づけることを念頭に置いた。なお、弁護側も冒頭陳述中にパワーポイントを利用した（キーワードだけを映し出すスライド2枚程度）。陳述後には、時系列をA4用紙1枚にまとめたものを配布している。

(3) 証拠調べ

検察官の証拠調べは、ほとんどがパワーポイントを利用して行われる。書証に添付されている図面や写真などをパワーポイントに取り込み、それを映しながら、とても分かり易く証拠調べを行っていた。

証人尋問においては、分かり易い尋問をしなければならないが、共犯者の裁判員裁判において、証人尋問の際に、検察官があらかじめ尋問事項（そこまで詳細なものではない）が書かれたメモを裁判員・裁判官に配布し、裁判員はメモを取ることが可能となっていた。尋問事項をあらかじめ配ることは分かり易さに一役買うことにはなるが、法的根拠が曖昧であり、かつ、主尋問のみメモをしがちになってしまうという弊害があることから、私の裁判員裁判ではこれに反対した。

(4) 論告・最終弁論

検察官の論告は、冒頭陳述と同様に、A3用紙1枚を事前に配布し、パワーポイントを利用しながら行っていた。冒頭陳述との違いがあまりなかったように思われる。

検察官の求刑は5年で、共犯者の判決4年を上回るものであった（従来の基準から言えば決して5年自体は重いものではない）が、その点についての説明は何もなかった。

弁護人の弁論については、様々な工夫があり得ると思うが、少なくとも、直前の審理で明らかとなり、重ねて述べる必要がないことは敢えて説明しないことも必要である。限られた短い時間でどのように効果的な弁論を行うかを考えるときに、最も重要なことは、何を言わないかという選択であろう。

5 結論

携帯電話については共謀を否定し、3000円については強盗致傷が成立するとした。量刑は懲役3年執行猶予5年（求刑5年）であった。

なお、起訴後から何度も何度も保釈を請求したが、全て却下され、被告人は8ヶ月も拘束されていた。示談・宥恕もとれ、共犯者の裁判が終了した段階でも、保釈請求が却下されたときには、怒りすら覚えたが、裁判員裁判事件における保釈率の増加が今後の課題であろう。

各論：弁護人からの報告 2
強制わいせつ致傷

会員 西田 穰 (57期)



1 事案の概要

都内の住宅街において、深夜徒歩で帰宅途中の女性被害者に対して、依頼者（Xとする。）が背後から抱きつき、体を触る等した上、暴行を加えて全治2週間のけがを負わせた強制わいせつ致傷事件である。

暴行の態様（具体的には、殴打した回数）につき、被害者の供述とXの記憶に違いがあったため、この点については公判で争ったが、「多数回殴打し」という公訴事実と争いはなく、主たる争点は量刑、特に執行猶予の可否にあった。

2 受任の経緯及び捜査弁護

平成21年7月25日、私選弁護人選任申出に基づく当番弁護士として接見後、被疑者国選にて受任した。国選弁護人の選任に関する要望書の提出と同時に、同じ事務所に所属する山添健之会員について複数選任に関する申し入れを行い、これが認められたため、捜査段階から公判まで、2名で弁護にあたった。

捜査段階においては、示談の成立を最重要目標として被害者との交渉にあたったが、勾留満期までに示談を成立させることはできず、同年8月14日、強制わいせつ致傷被告事件として起訴されることとなった。

3 公判前整理手続における活動

公判前整理手続は、同年9月25日から同年11月24日までの間、5回にわたって行われた。また、これら以外に、起訴直後と公判直前の計2回、事実上の打ち合わせが行われた。

証拠開示としては、類型証拠開示請求及び主張関連証拠開示請求を行い、特に問題なく証拠が開示された。

争点としては、前記の殴打した回数とともに、いくつかの犯情事実につき争点となりそうであったが、裁判所は、量刑にそれほど影響しそうにない（と裁判所が考える）事実につき、争点化することによる「裁判員の混乱」を理由に、争点の絞り込みを迫った。弁護人としては、殴打の回数は重要な犯情事実と考え、公判においても争うこととしたが、いくつかの事実主張については、争点から落とされることとなった。

本件においては、公判前整理手続中に被害者と示談が成立し、「被告人が実刑に処されることを望まない」旨の宥恕文言も得ており、量刑を基礎づける事実についてそれほど激しい争いとならなかったという事情があったため、上記のような争点の絞り込みが大きな問題とはならなかった。

しかし、これが事実関係を真っ向から争う事件であれば、弁護人は無事の処罰を避けるために、あらゆる可能性に言及し、検察官の立証の不備を指摘する必要があるものであり、そのような場合きちんと弁護人の争う余地を与えてもらえるのかについては、疑問を拭えないといわざるを得ない。

4 公判における活動

(1) 公判期日の概略

公判は、平成22年1月26日・27日・28日の3日間にわたり行われた。なお、公判期日が仮指定されたのは、平成21年11月4日の公判前整理手続においてであり、3日連続の日程の確保自体には、困難は伴わなかった。

1日目は、午前9時から正午まで裁判員選任手続を行い、午後2時から冒頭手続及び検察官・弁護人の冒頭陳述、公判前整理手続の結果顕出、検察官請求書証の取調及び弁護人請求書証（示談書等）の取調、情状証人尋問が行われ、午後4時50分頃に終了した。

2日目は、午前10時から被告人質問及び被害者の書面による意見陳述が行われ、一時間程度の休廷の後に論告及び弁論が行われ、午後2時頃に終了した。

3日目は、午後3時から判決が言い渡された。

(2) 被告人質問について

本件では、戦略上被害者の調書は同意し、Xの調書についても身上経歴部分及び犯行に至る経緯の部分には同意していた。ただ、犯行態様の部分については、全部不同意で一からすべて被告人質問で明らかにすることとした。

尋問は入念な打ち合わせができる方が主尋問を行い、それに対し、相手方がその供述の信用性を弾劾するために反対尋問を行うのが原則であり、被告人質問において、裁判員に分かりやすく事実関係を引き出すためにも、打ち合わせを十分にできる弁護人から被告人質問を行うべきであろう。

ただ、公判前整理手続においては、検察官から、立証責任が検察官にあることを理由として、被告人質問は検察官が先行して行うという意見が強固に主張された。これに対し、弁護人からは、犯行態様を順を追って全部聞くことにより、分かりにくい尋問になったり、弁護人の都合のよい部分だけを聞くといった虫食いの尋問にはなったりはしない、と主張して、弁護人が主尋問を先行して行うこととなったという経緯がある。

(3) 弁論について

弁論においては、犯行態様につき、Xの供述に信用性が認められることを述べたほか、情状事実として、被害者が宥恕の意を示していること、過去の同種事案の量刑につき、データベースの結果を引用して、示談が成立した同種事案のほぼ全てで執行猶予が付されていることに言及し、執行猶予付きの判決が相当であることを主張した。具体的な懲役及び執行猶予の年数についての「求刑」は行わなかった。

(4) 被害者特定事項の秘匿について

なお、本件は性犯罪ということで、被害者特定事項の秘匿決定（刑訴法290条の2第1項）が行われており、開廷中に被害者を特定しうる発言や、傍聴席から見えるディスプレイへの画像の投影が行われなかったのはもちろん、裁判員に配布する起訴状についても、被害者氏名が記載されたものは裁判員選任手続時（宣誓後）に一回閲覧させるのみという扱いが行われた。

また、公判初日の4日前に、弁護人・検察官双方に裁判員候補者の名簿が交付され、検察官は被害者に対して、知人等が含まれていないかの確認を行うという扱いがなされた。

5 判決

判決は、懲役3年執行猶予5年であった。犯行態様（殴打の回数）については、被害者の供述にほぼ沿った認定が行われたが、その他の情状事実については、弁護人の主張が認められたと考えている。

6 最後に

個人的には、今後も裁判員裁判に積極的に取り組んでいきたいと考えているが、裁判員の守秘義務などの制度上の問題や、公判前整理手続における争点の絞り込み、被告人質問の順序など運用上の問題については、個々の弁護士で対応できる点に限界がある。裁判員制度をよりよい制度として発展させるためにも、小さな問題にも声を上げ、誤った制度・運用が確立しないように、強く闘っていく必要があると考えている。

各論：弁護人からの報告 3

住居侵入・強盗致傷

会員 大森 顕 (53期)



1 事案の概要

東京都内の資産家宅に、高齢の女性が一人いるところを狙って男性6名で侵入し、ビニールテープでその女性の手足を縛り、バールで金庫をこじ開けて多額の金品（被害総額は3000万円以上）を奪い、その際、被害者に全治約70日を要する傷害を負わせた、というのが私が担当した裁判員裁判の事案の概要である。起訴罪名は、住居侵入罪、強盗致傷罪であり、公訴事実については争いがない自白事件であった。

被疑者段階で受任していた61期の若手の弁護士に誘われて、起訴後に2人目の弁護人としてこの事件の弁護人となった（国選）。

2 争点と弁護人の主張

上記のとおり、公訴事実には争いはなく、量刑上どのような事情を重視すべきかが争点となった。

すなわち、検察官は、

ア 本件が高齢者を狙った悪質卑劣な犯行であること

イ 結果（被害者の受傷、被害金額）が重大であること

ウ 本件が計画的な犯行であること

エ 計画を打ち明けられた後は、被告人は本件で積極的に行動し、重要な役割を果たしたことを

を量刑上重視すべきであると主張した。

これに対し、われわれ弁護人は、

① 被告人が終始従属的な立場で本件に加わったこと

大阪在住の被告人は、共犯者の一人から、単に金庫を開ける仕事があるから手伝ってくれないか

と言われてそれを承諾し、東京に来た。

被告人は、この話が実は強盗の計画であるということを行行のわずか数時間前になって知らされ、知らされた時点では既に強盗の実行を決意している他の共犯者たちの前で本件から離脱することはできなかった。

② 被告人は本件において「末端の者」であったこと

被害者宅の金品の保管状況を調べ本件の計画を立案したり、金庫をこじ開けるバールや逃走用の自動車を用意したりしたのはすべて他の共犯者たちであり、被告人の得た利得（「分け前」）は共犯者間で最も少なかった。

を量刑上最大限に考慮すべきであると主張した。

3 公判前整理手続

(1) 争点の整理

本件での公判前整理手続は、平成21年9月8日の裁判所での打ち合わせ（厳密には公判前整理手続ではないもの）を含め、同年10月9日、10月16日、10月22日、10月30日の計5回行われた（なお、公判直前の1月8日には、最終的な公判の進行を確認し、また初日の裁判員選任手続を説明するために進行協議期日が行われた）。

この間、9月18日に検察官から証明予定事実記載書が提出され、10月2日に弁護人から主張予定記載書を提出した。

この主張予定記載書において、弁護人の主張する基本的な事実関係を明らかにしたが、その後、裁判所の釈明に答えたり、後に述べる証拠開示手続を通じて弁護人が知ることとなった他の共犯者による行為の詳細について付け加える主張予定事実記載書を

提出した。

また、争点の整理がほぼ出来た段階で、裁判所からの要請があり、検察・弁護の双方が量刑上重視すべきと考えている事実・事情を書面（証明予定事実記載書、予定主張記載書）であらためて整理して提出した。

(2) 証拠開示

また、証拠開示については、他の共犯者の供述調書を中心に多数の証拠の開示を請求し、ほぼすべてについて開示がなされ、それにより検察官請求の各証拠についての同意・不同意の意見を固めることができた。

また、開示された共犯者の供述調書の中から、弁護人の主張を補強したり、追加して主張すべき事実が記載されたものを弁号証として証拠請求することとなった。

(3) 証拠の採否と公判スケジュールの決定

このような公判前整理手続を通じて、本件の争点の整理と検察官・弁護人双方の証拠の採否の決定がなされ、それにあわせて公判のスケジュールも詳細に決められた。採用された証拠は検察官請求証拠が15点、弁護人請求証拠が6点であった。

公判スケジュールについては追って裁判所から書面が交付され、手続の合間に取られる休廷時間を含め、細かな分数まで記されていた。

4 公判

(1) 公判の概要

公判は、平成22年1月20日・21日・22日の3日

間が指定された。

1日目（1月20日）は、午前9時から午前中いっぱい裁判員の選任手続に充てられ、引き続き午後は冒頭手続（検察官・弁護人双方の冒頭陳述）、公判前整理手続の結果顕出（争点と採用証拠の確認）、書証の取調（朗読）が行われ、午後4時45分に終了した。

2日目（1月21日）は、午前10時から書証の取調（朗読）の残りとし、やはり午前中のうちに被告人質問が行われた。そして、75分の休廷を挿んで検察官の論告と弁護人の弁論が行われ、午後2時に終了した。その後、裁判官と裁判員は評議に入った。

3日目（1月22日）は午前から前日に引き続き評議が行われ、午後2時に判決が言い渡された。

(2) 検察官と弁護人の量刑意見

検察官の求刑は懲役9年であった。

これに対して、弁護人は酌量減刑をすべきとした上で「懲役5年以下、例えば4年程度の刑がふさわしい」と量刑意見を述べた。

本件では、他の共犯者は逃亡中であった一人を除き4名が通常の裁判で既に判決が言い渡されていた。そのため、我々弁護人は他の共犯者の刑との比較を主眼に置いたため、裁判所が用意している量刑データベースは使用しなかった。

なお、共犯者は、

求刑：懲役12年—判決：懲役9年

求刑：懲役10年—判決：懲役8年

求刑：懲役10年—判決：懲役8年

求刑：懲役10年—判決：懲役7年6月

という判決を受けていた。

5 判決

判決は、まず、弁護人が主張する点は、量刑上、それほど大きく評価することはできず、本件犯行の計画性、結果の重大性、被告人が果たした役割などを考えると酌量減刑すべきとはいえない、とした上で、①被告人が本件犯行に加わった経緯は弁護人が主張するとおりであるが、ひとたび計画に加わることで後は計画の実現に向けて積極的に行動しているとし、また判決は、②本件強盗計画を立案したのは他の共犯者であり、被告人が犯行当日の早朝に計画の内容を知ったこと、被告人の分け前が共犯者間で最も少ないことは弁護人主張のとおりであるが、被告人は本件犯行において重要な役割を果たしたのであるから、弁護人主張のように被告人が末端に過ぎないということとはできないとし、弁護人の主張をいずれも排斥した。

しかし、他方で、判決は最後に、本件強盗計画は他の共犯者が立案したものであり、被告人は犯行当日の早朝に初めて計画を知ったこと、被告人の分け前が共犯者間でもっとも少ないことを考慮すると検察官の求刑は重すぎるとし、被告人の公判廷での供述態度などを見ると深く反省していること、乏しい所持金の中から1万円を贖罪寄付していること、本件当時仕事をまじめにしており、雇用主が社会復帰後も雇用するつもりであると手紙で述べていること、被告人には前科がないこと、加えて他の共犯者の刑も考慮すると、懲役6年6月が相当であるとした。

6 感想など

私は裁判員裁判の模擬裁判の弁護人役を行った経験や、公判前整理手続の経験はあったものの、本件が初めての裁判員裁判であった。

しかしながら、パワーポイントを使ったことや公判スケジュールの管理が非常に厳密であったことなどを除き、通常の刑事裁判と「全く異なった」裁判を経験したというような感想はもっていない。こちらの主張を分かりやすく伝えるということは、他の裁判手続(民事裁判を含めて)と共通していると思う。そのために、冒頭陳述と弁論は的を絞ったものにし、贖罪寄付をしたことや社会復帰後の雇用主の援助が得られる見込みであることなどはきちんと立証はしたが、冒頭陳述や弁論では触れなかった(このようにしても上記のとおり判決ではきちんと考慮されていた)。判決においては弁護人の主張はそのまま受け入れられなかったが、判決の懲役6年6月という結論は十分に弁護人の意見を反映したものであると考えている(なお、被告人は控訴をせず、裁判員裁判の判決が確定した)。

また、3日間の連日開廷も、かなり前もって指定されていたので、他の仕事への影響は最小限に抑えられた。

今後も、よりよい裁判員裁判での弁護活動を探求しながら裁判員裁判に取り組んでいきたい。